

上訴裁判所の新たな判決により、外国企業が米国において反トラスト訴訟の被告となるリスクが増加

業務上で米国と間接的な関係しか持たない外国企業は、長年、外国取引反トラスト改善法(「FTAIA 法」)に基づき、米国の裁判所で反トラスト法違反を根拠として訴えられることからの、一定の保護を享受してきた。しかし、最近、第3巡回区連邦控訴裁判所(「第3巡回区裁判所」)が新たな判決を下したことにより、これまで確立されていると思われていた法理論が不確実なものとなり、外国企業が米国の反トラスト裁判所の管轄に服さなければならないリスクが拡大している。

第3巡回区裁判所は、*Animal Science Products, Inc. v. China Minmetals Corp.* 事件で(第3巡回区裁判所、2011年8月17日)(判決文は、[ここ](#)を参照。)、従来の判例法に反対の判決を下し、FTAIA 法は外国との貿易又は商取引に関する反トラスト法上の請求に、管轄権行使の地域的な制約を課すのではなく、むしろ単に、外国貿易に関する反トラスト法上の請求に求められる要素を定めるものであるとした。この技術的な区別は、状況により程度の差はあるものの、外国企業に対する米国の反トラスト法上の請求のうち幾つかの早期却下がより難しくなる可能性があるため、現実的な影響力を持つ。また、この判決では、外国企業の行動が米国の輸入貿易に向けたものであるかどうか、そしてその結果、FTAIA 法上の免除に含まれるのか、また、米国反トラスト法の対象となっているのかどうかを分析するための要素を定めている。この要素については、以下で詳しく説明する。

FTAIA 法

FTAIA 法は、カルテルや独占行動に対応する米国の主要な反トラスト法であるシャーマン法の適用から、外国企業の一定の行動を免除している。FTAIA 法は同時に、被告が「輸入貿易又は商取引」に関与し、あるいは被告の行動が、国内商取引、輸入商取引、若しくは一定の輸出商取引に「直接、実質的な、そして合理的に予測可能な影響」を与え、そして被告の行動がシャーマン法上の請求を「生じさせる」場合、シャーマン法が適用されると定めている。これまで裁判所は FTAIA 法を、外国との貿易又は商取引にかかわる反トラスト法上の請求の管轄権行使の地域的な制約を設けるものとして扱ってきており、FTAIA 法を根拠とする管轄権欠如を理由とした訴え却下の申立てを認めてきた。

Animal Science Products は、FTAIA 法が管轄権行使の地域的な制約を設けるとの議論を拒否

Animal Science Products 側の原告は、「マグネサイト」として知られる成分を中国メーカーから購入した米国の複数の企業である。彼らは、中国メーカーが企てた価格操作が米国の商取引に影響を及ぼし、よってシャーマン法の第1条に違反しているとする、推定的集団訟を提起した。当初、いずれの当事者も、却下を求めた申し立ての説明で FTAIA 法に触れていなかったものの、地方裁判所は自らこの問題を考慮し、原告

お問い合わせ

高取 芳宏
東京オフィス、パートナー
03 3224 2911

矢倉 信介
東京オフィス、
オブ・カウンセラー
03 3224 2911

Howard M. Ullman
サンフランシスコ、
オブ・カウンセラー
+1 (415) 773-5652

Richard S. Goldstein
ニューヨーク、パートナー
+1 (212) 506-5325

Robert P. Reznick
ワシントン DC、パートナー
+1 (202) 339-8409

Douglas Lahnberg
ロンドン、パートナー
+44 20 7862 4696

Robert S. Pé
香港、パートナー
+852 2218 9191

Veronica Lockyer
上海、オブ・カウンセラー
+86 21 6109 7029

の最初の訴状及び修正後の訴状の双方を、FTAIA 法に基づき訴訟に判決を下す事物管轄権を欠く、という理由で却下した。

第3巡回区裁判所は、上記の判決を覆し、訴えを回復させた。裁判所はその判決を、*Arbaugh v. Y&H Corp.*, 546 U.S. 500 (2006) 事件の最高裁判決に基づき下したが、同裁判には FTAIA 法、そして反トラスト法に基づく請求すら出てこない。最高裁は *Arbaugh* の判決で、連邦法に定める請求に対する本質的な制限と、米国の裁判所の事物管轄権を区別した。裁判所は、議会が制限を管轄権下の地域的なものと意図している旨を「明記した」場合に限り、法律上の制限が管轄権下の地域的なものである（つまり要件を満たさない事件については裁判所で弁論さえできないことを意味する。）（515-16 の *id.* を参照。）とした。第3巡回区裁判所は、当該ルールを当てはめ、FTAIA 法は「管轄権下の地域的な条件に基づく記述がなく、いかなる方法においても地方裁判所の管轄について言及していない」ため、事物管轄権に対する制限を課していない、と判断した。第3巡回区裁判所は、連邦裁判所の管轄権につき「[FTAIA 法]の本文は何も述べていない」と記載している。この上訴裁判所の判決は、法律上の新たな方向を描き出し、これに反する従来の判決を覆した、という点で注目すべきである。この上訴裁判所の判決は、また、第7巡回区連邦控訴裁判所を含む、他の裁判所の判決とも相容れないものである。第7巡回区連邦控訴裁判所は、*Arbaugh* より前に行われた *United Phosphorus, Ltd. v. Angus Chemical Co.*, 322 F.3d 942 (7th Cir. 2003) (*en banc*) 事件で、FTAIA 法は事物管轄権に対する制限を課している、と判断した。このように、現時点では巡回区による解釈の違いがあり、同法の解釈について未だ完全に決着していない。

管轄権と請求の要素を区別する重要性: 被告の負担

Animal Science Products 判決は、FTAIA 法上の制限が、原告の請求に必要な要素を定義するために役立つ、同制限は、訴訟を提起するにあたって管轄権行使の地域的な制約を設けるものではない。この区別が重要である理由は、少なくとも2つある。

まず、事物管轄権の欠如を対象とした申し立ての負担は、原告にある。これに対し、請求事項の記載欠如を理由とする却下を求めたより典型的な防御の申し立ての負担は、被告にある。次に、裁判所は通常、事物管轄権の欠如を対象とした申し立てでは、訴状の記載事項以外に目を向けることができ、裁判の進展を可能にさせるようなその他の事実を考慮し判断できる。これに対して、一般的に裁判所は、請求事項の記載欠如を理由とする却下を求めた申し立てにおいては、訴状に記載された事項のみに目を向けなければならない、申し立てられた事実をすべて真実として受け入れなければならない。

こうした手続上の違いにより、早期却下を求める被告の負担が重くなり、被告が原告の訴状に記載された事項以外の事実を主張することが妨げられている。こうした違いにより、FTAIA 法に基づく請求の却下を求めた申し立ての幾つかで勝訴することがより難しくなるとともに、ディスカバリーに数百万ドルを要し、また、略式判決が認められない場合、陪審員裁判が行われる可能性がある。

外国企業に対する FTAIA 法上の輸入に関する例外の適用についての *Animal Science Products* 判決での指針

第3巡回区裁判所は、新たな基準に基づき法律上の実質的な要件が充足されているかを判断するために、*Animal Science Products* 事件を地方裁判所に差し戻した。その際、第3巡回区裁判所は、FTAIA 法上の「輸入貿易又は商取引」の例外の外国企業に対する適用についていくつかの指針を提供した。

- まず、例外は「比較的厳密に」設定されなければならない。ただし、物理的に輸入業者として機能することは、輸入貿易又は商取引の例外として十分であるかもしれないものの、必要な前提条件ではない。むしろ、被告の反競争的な行動が輸入市場に「向けた」ものであったかどうかが問題になる。また、第3巡回区裁判所が示唆するところによれば、単に販売する製品の最初の寄港地が米国外であるからといって、外国の被告が必ずしも米国の反トラスト法の対象外になるわけではない。

- 次に、第3巡回区裁判所は、FTAIA 法上の「影響」の免除は「主観的な意思」の要件を含まないものとした。その代わりに、FTAIA 法上で考えられている「直接的」及び「実質的」な効果が、客観的に合理的な者に「予知可能」でなければならないとした。
- 最後に、第3巡回区裁判所は、外国の被告に米国の反トラスト法を適用する際の根拠となり得る特定の要素を列挙した。そうした要素には、外国メーカーが米国企業に販売すること、あるいは少なくとも米国企業1社が外国メーカーから製品を直接購入することを妨げる手段を被告がとったかどうかが含まれる。また、最初の寄港地の問題は方向性を左右するものではないものの、外国の販売業者の行動が米国の輸入市場に向けられていたかどうかを判断するためには重要であろう。米国に向けた出荷があれば、FTAIA 法上の免除が(よってシャーマン法も)適用される可能性が高くなる。

裁判所の観点では、輸入取引又は商取引の例外は、「被告の行動が輸入製品又はサービスに向けたものであること」を要件としている。外国企業は、米国の反トラスト法に対する自らのリスクを評価するにあたって、上記の要素を考慮した上で、自らが「客観的」に行動したかどうかを考えるとよいかもしれない。

つまり、Animal Science Products 判決は、自らの行動が米国の裁判所の厳しい調査の対象とならないことを望んでいる外国企業に対して、より高い水準の規範を課した。この判決は、少なくとも FTAIA 法がより明確になるまで、賢明な事業主がその行動を律する基準となる。